

第1回

福島市地域クラブ活動推進協議会

令和7年7月25日

<委員名簿>

区分	氏名	所属等
有識者	小川 宏	国立大学法人福島大学
学校教育関係者	渡部 正晴	福島地区中学校長会会長（福島第四中学校長）
	小川 尚子	福島地区小学校長会会長（飯坂小学校長）
	佐藤 力夫	福島支部中学校体育連盟会長（信夫中学校長）
	草野 温子	福島第三中学校教諭
	本田 純也	清水中学校教諭
スポーツ団体関係者	菊田 悟	福島市ソフトテニス協会 理事長
	矢吹 淳	福島市ソフトボール協会 理事長
	遠藤 亨恵	スポーツ少年団代表
	小野 孝二	福島市地区スポーツ連盟 副会長
文化団体関係者	吉田美智子	福島市文化連絡協議会 理事
市立学校PTA代表者	皆川 沙織	福島市小中学校PTA連合会 常任理事
	齋藤 智之	福島市小中学校PTA連合会 副会長

本協議会の目的

福島市立中・義務教育学校の生徒が、少子化が進展する中でスポーツ及び文化芸術活動等に継続して親しむ機会を確保することを目的に、中学校における部活動の地域展開・地域連携の在り方、さらには地域クラブ活動等の環境整備について総合的に協議する。

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言の概要

R4.6月



スポーツ庁

※公立中学校等における運動部活動を対象

運動部活動の意義と課題

意義

- 生徒のスポーツに親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。
- 人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。

課題

- 近年、特に持続可能性という面で厳しさを増しており、中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行。〈生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減、出生数：令和3年84万人〉
- 競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた運動部活動の指導が求められたりするなど、教師にとって大きな業務負担。〈土日の部活動指導：平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に倍増〉
- 地域では、スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない。

これまでの対応

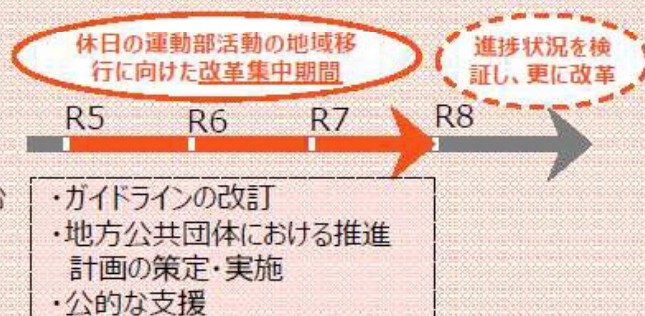
- 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）：学校と地域が協働・融合した形で地域におけるスポーツ環境整備を進める
- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）：令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図る
- 中教審や国会等：「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨指摘

目指す姿

- 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- スポーツは、自発的な参画を通して「楽しさ」「喜び」を感じることに本質。自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
- 地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保。（スポーツ団体等の組織化、指導者や施設の確保、複数種目等の活動も提供）

改革の方向性

- まずは、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする
 - 目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目標
（合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す）
 - 平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
 - 地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む
 - 地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進
- ※改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識



課題への対応

新たなスポーツ環境

- ・地域の実情に応じ、多様なスポーツ団体等が実施主体
- ・特定種目だけでなく、生徒の状況に適した機会を確保

スポーツ団体等

- ・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供
- ・必要な予算の確保やtoto助成を含む多様な財源確保の検討
- ・指導者資格の取得や研修の実施の促進
- ・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク
- ・指導者の確保のための支援方策の検討

スポーツ指導者

スポーツ施設

- ・学校体育施設活用に係る協議会の設置、ルール策定
- ・スポーツ団体等に管理を委託

大会

- ・大会主催者に対し、地域のスポーツ団体等の参加も認めるよう要請
- ・地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して支援

会費や保険

- ・困窮する家庭へのスポーツに係る費用の支援方策の検討
- ・スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請

学習指導要領等

- ・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討
- ・部活動等から伺える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価
- ・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す

※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。

※公立及び国立の高等学校等については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。

※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。
- ※ **I** は中学生を主な対象とし、**高校生**も原則適用。**II～IV**は公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・ 部活動指導員や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ 週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・ 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ 困窮家庭への支援

III 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・ まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・ 平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
※ 地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・ 令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者の二ーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
※ 日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・ できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・ 全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等の二ーズに対応した機会を設ける等）

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）

学校部活動

【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付



学校部活動の地域連携

■ 合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	<u>部活動指導員等、関係校の教師</u> （※アスリート・アーティスト等の人材を含む）
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要
（学校や地域によっては存続が厳しい）

■ 地域の実情に応じた段階的な体制整備

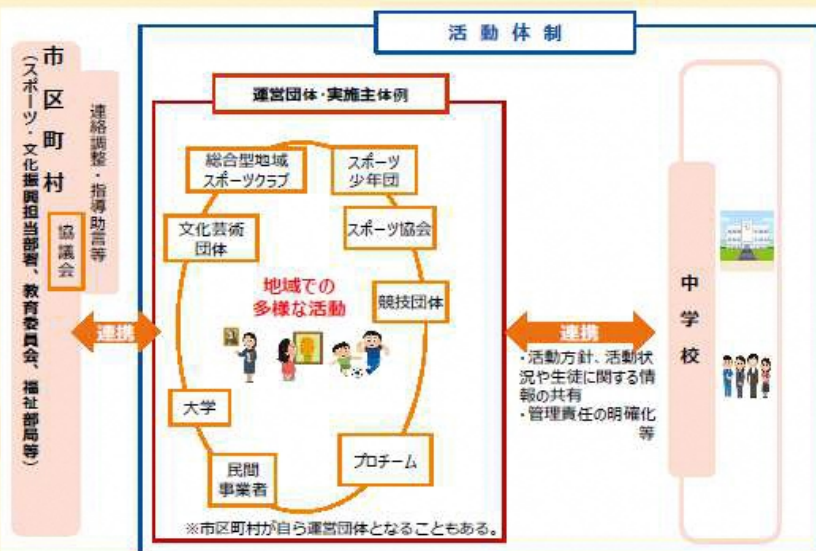
地域の実情に応じ、
当面は併存

休日の地域クラブ活動

【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動
（法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術）

■ 地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	① <u>地方公共団体</u> （※複数地方公共団体の連携を含む） ② <u>多様な組織・団体</u> （総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	<u>地域の指導者</u> （一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代と一緒に参画する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等が有する施設
費用	可能な限り低廉な会費＋用具、交通費等の実費
補償	各種保険等



1. 改革の理念及び基本的な考え方等

(1) 改革の理念

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するのが改革の主目的。
※改革を実現するための手法を考える際には、学校における働き方改革の推進を図ることや良質な指導等を実現することについても考慮。
- 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障。
- スポーツ基本法、文化芸術基本法で、地方公共団体による「地方スポーツ推進計画」、「地方文化芸術推進基本計画」の策定が努力義務とされていることも踏まえ、各地域においてスポーツ・文化芸術施策を総合的に推進する中で、部活動改革も計画的に進められることを期待。

(2) 地域クラブ活動の在り方

- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出することが重要。
＜新たな価値の例＞
生徒のニーズに応じた多種多様な体験（1つの競技種目等に専念しないマルチスポーツや、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む）、生徒の個性・得意分野等の尊重、学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出、地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流、適切な指導者による良質な指導、学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブの指導者による一貫的な指導
- 地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得る。地域の実情等にあった望ましい在り方を見出していくことが重要。
- 民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、国として、地域クラブ活動の定義・要件や認定方法等を示した上で、地方公共団体において認定を行う仕組みを構築していく必要。

(3) 地域全体で連携して行う取組の名称（「地域移行」の名称変更等）

- 上記の理念や地域クラブ活動の在り方等をより的確に表すため、「地域移行」という名称は、「地域展開」に変更。
【コンセプト】①学校内で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていく。 + ②新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とする。
※学校部活動から地域クラブ活動に転換した場合であっても、地域クラブ活動の実施に当たって、学校施設の活用等、学校との連携は図る必要。

(4) 改革を進めるに当たっての基本的な考え方

- 上記の理念等を幅広い関係者で共有しながら地域展開等に取り組むこと。 ● 具体的手法は地域の実情等に応じた多様な選択肢を認めること。
- 活動の場を増やすだけでなく、活動内容の質的向上も図ること。 ● 対面とデジタルを最適に組み合わせるなど新たな手段も最大限活用すること。
- 受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方を検討し、国・都道府県・市区町村が支え合いながら適切な支援を行うこと。
- 障害のある子供や運動が苦手な子供等を含め、多様な子供が希望に応じて安心して活動に参加できる環境を整備することが重要であること。
- 地方公共団体等において、地域クラブ活動に関する情報を整理・集約し、学校と連携して、生徒・保護者にきめ細かな情報提供等を行うこと。 1

2. 改革推進期間の成果と課題

- 令和5年度から「改革推進期間」がスタートし、国の実証事業等を通じて、地方公共団体による取組が着実に進捗。既に休日の地域展開を進めている地方公共団体等も存在しており、今後も更に改革が進捗していく見込み。
- 地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた運営形態のモデルや指導者確保等の課題の解決に向けた方策等も見出されている。
- 他方、改革途上にある地方公共団体等も多い。これまでの改革の歩みを止めず、より一層の改革を進めていくことが必要。そのためにも、国において実証事業等の成果と課題の整理・分析を行い、課題の解決方策等も明らかにし、広く普及していくことが重要。

3. 今後の改革の方向性

- 地方公共団体が幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、多様な選択肢の中から地域の実情等にあった望ましい在り方を見出し、改革の方針を決定することが重要（生徒・保護者等への丁寧な説明も必要）。
※休日の地域展開とともに、平日の地域展開もあわせて、できるところから取り組むことなどもあり得る。

改革の 進め方	・休日については、次期改革期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。 ※地域の実情等を踏まえつつ、できる限り前倒しでの実現を目指すことが望ましい。 ※中山間地域や離島など特殊な事情により地域展開に困難が伴う場合等には、国としても、きめ細かなサポートを通じて地域展開を後押し。それでも地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を適切に実施。 ・平日については、各種課題を解決しつつ更なる改革を推進。まずは、国において、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うとともに、地方公共団体において地域の実情等に応じた取組を進める。
次期 改革期間	「改革実行期間」（前期：令和8～10年度 ⇒ 中間評価 ⇒ 後期：令和11～13年度） ※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手。 ※平日の改革については、前期において活動の在り方や課題への対応策等の検証を行った上で、中間評価の段階で改めて取組方針を定め、更なる改革を推進。
費用負担 の在り方等	・地方公共団体において、地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討する必要（公的負担については国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要）。 ※受益者負担の水準については、国において金額の目安等を示すことを検討する必要。 ・企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングをはじめとした寄附等の活用等、新たな財源の確保も有効に組み合わせていくことが重要。 ・家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることを防ぐ、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置を行う必要。 ・部活動指導員の配置について、次期改革期間においても一定の範囲で支援を行っていく必要。

4. 地方公共団体における推進体制の整備

- 地方公共団体において、専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備することが重要。
- 改革を円滑に進めるためには、地方公共団体とともに、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、文化協会、社会教育施設、民間事業者、大学、地域の中学校体育連盟、中学校文化連盟、スポーツ推進委員等と適切に役割分担を行い、幅広い関係者が連携・協働しながら一体となって取組を進める必要。
- 都道府県が広域自治体としてリーダーシップを発揮し、市区町村に対して必要な支援をきめ細かく行うことも重要。
- 一つの市区町村における対応が困難な場合には、複数の市区町村による広域連携の取組を進めることも重要。

5. 学習指導要領における取扱い

- 地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、教育的意義を有する活動であり、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するもの。そのため、地域クラブと学校との連携が大切。
- 実態としては、現時点における地域展開等の進捗状況・見通しを踏まえると、今後、休日を中心に、地域クラブ活動が広く普及・定着していることが見込まれる一方で、当面は、平日を中心に学校部活動が存続する学校も一定程度あることが想定。
- 一方、その指導体制については、地域展開が原則となる休日だけでなく、地域連携も含めて取組が進められる平日についても、地域クラブの指導者又は部活動指導員が指導を担う体制を普及させていくことが重要。
- こうしたことを踏まえ、学習指導要領の次期改訂においては、地域クラブ活動の普及・定着を前提とした記載としつつ、地域展開が困難な場合等に実施される学校部活動に関しても教職員等の負担軽減の視点から一定の記載を行うことが考えられる。
- 今後、このような方向性を踏まえつつ、地域クラブ活動と部活動に関する記載内容についてスポーツ庁及び文化庁において更なる検討・具体化を進めた上で、中央教育審議会に報告されることが期待される。

※なお、学習指導要領解説については、別途、現行ガイドラインの記載等に沿った見直し（学校と地域クラブとの連携等に関する記載の新設等）が令和6年12月に行われている。

※学習指導要領については学校における教育課程の基準であり、現行の部活動についての記載も学校の教育課程との関連を中心に行われているものであることに留意が必要であり、地域クラブ活動と学校との必要な連携など、地域クラブ活動の実施に当たっての留意点等については学習指導要領解説や部活動ガイドラインなどにおいて詳細を記載していくことも考えられる。

改正スポーツ基本法

(R7年6月13日可決、成立)

(生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保)

第十七条の二

地方公共団体は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下この項において同じ。）の生徒の数の減少及びこれに伴う中学校の部活動の実施に係る状況を踏まえ、**中学校の生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、地域の実情に応じて、学校、住民が主体的に運営するスポーツ団体（第二十一条及び第二十二条第一項において「地域スポーツクラブ」という。）その他の団体との緊密な連携の下に、中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。**

2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。

国の今後の主な予定

- 令和7年8月
 - ・ 令和8年度概算要求
 - ※あわせて、地域クラブ活動の定義・要件等や受益者負担の金額の目安を提示することを予定（事前に有識者による議論を実施）
- 令和7年冬頃
 - ・ 総合的なガイドラインの改訂（事前に有識者による議論及びパブリックコメントを実施）

本市における令和5年度以降の主な取組

2022 (R4) 年度					2023 (R5) 年度					2024 (R6) 年度					2025 (R7) 年度									
8	10	12	2		4	6	8	10	12	2		4	6	8	10	12	2		4	6	8	10	12	2
					改 革 推 進 期 間																			
部活動の在り方検討委員会					部活動の在り方検討委員会 ・保護者・スポーツ団体・文化団体代表者等を加える										地域クラブ活動推進協議会									
ワーキンググループ（学校教育課・教育施設管理課・生涯学習課・スポーツ振興課・文化振興課・スポーツ振興公社）																								
															コーディネーター配置									
実態調査															実態調査									
運動部					【剣道】11回(市剣道連盟)					【剣道】12回(市剣道連盟)					【剣道】12回(市剣道連盟)									
					【陸上】11回(県北陸協)					【陸上】12回(県北陸協)					【陸上】12回(県北陸協)									
					【水泳】2回(市水泳連盟)					【水泳】15回(市水泳連盟)					【水泳】15回(市水泳連盟)									
					【柔道】2回(松川スポ少)										【卓球】3回(市卓球協会)									
										【ソフトテニス】3回(市テニス協会)					【ソフトテニス】3回(市テニス協会)									
										【卓球】1回(県北卓球協会)														
										【バドミントン】1回(県北バドミントン協会)														
文化部					【吹奏楽】5回(吹奏楽連盟)					【吹奏楽】7回(吹奏楽連盟)					【吹奏楽】R6同程度予定(吹奏楽連盟)									
										【合唱】12回(合唱のつどいアカデミー)					【合唱】前期15回(合唱のつどいアカデミー)									
										【美術】1回(教総課)					【美術】5回(教総課)									

【運動部】 競技団体主催の合同練習会について

○令和6年度

陸上、剣道、ソフトテニス、水泳 → 競技団体主催練習会
卓球、バドミントン → 専門指導者を講師とした
部活動合同練習会

成果

- ・ 専門指導者のもとで指導を受けることができる。
- ・ 学校の枠を超え、生徒同士が交流できている。
- ・ 学校に部活動がない生徒も参加できている。（陸上）

課題

- ・ 競技団体における運営資金の確保。
（参加料だけでは十分な運営ができない現状）
- ・ 会場の確保（大会や他団体の利用との兼ね合い）
→ 今後実施回数を増やすことは難しい。
- ・ 参加者集約、練習会運営等の負担が競技団体に発生している。
（既存の大会や研修会等との兼ね合い）

目指す姿

- 1 少子化の中でも、将来にわたり子供たちがスポーツや文化芸術等に継続して親しむ環境、機会を確保する。
- 2 地域の持続可能で多様なスポーツや文化芸術等に親しむ環境を整備し、多様な体験機会を確保する。

令和6年度までの「部活動の在り方検討委員会」での協議

福島市における部活動地域展開の方向性

- 1 まずは休日※¹の活動を地域展開する。
(当面の間、平日は、学校部活動を継続)
→ 休日の活動は、希望参加とする。
- 2 運営統括団体を設立し、コーディネーターを配置する。
- 3 まずは市立中学校に設置されている部活動の種目の地域クラブを設置することを目指す。

※1 「休日」：週休日（土日）及び国民の祝日、年末年始の休日のこと¹⁵

令和6年度までの部活動の在り方検討委員会での協議

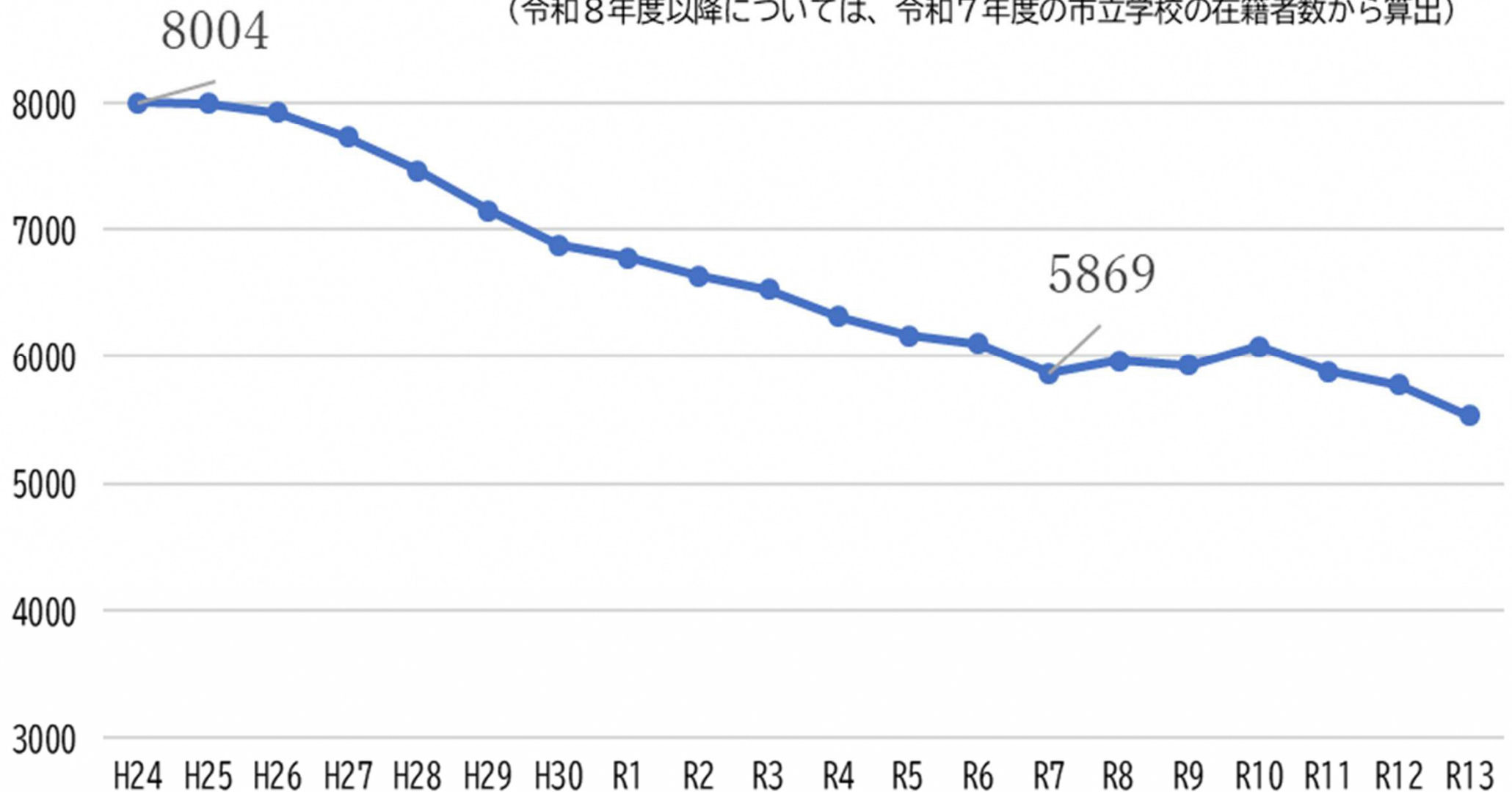
推進上の課題

- 1 持続可能な財政基盤の整備、人材確保
- 2 休日部活動の地域展開の実施時期
- 3 地域クラブ活動における責任の所在
- 4 生徒、保護者、地域等への情報発信

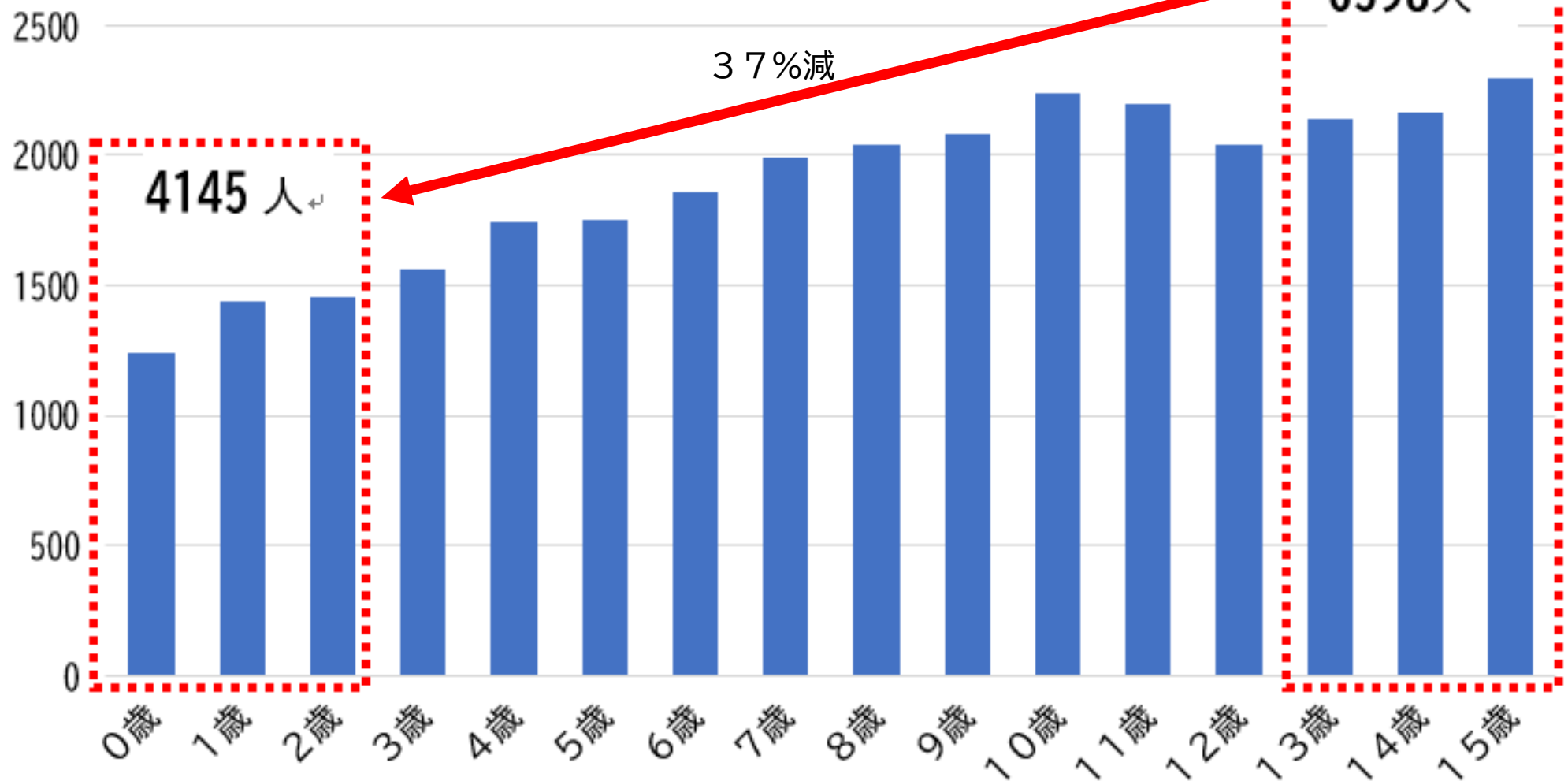
令和7年度 本市の現状

市立中・義務教育学校の生徒数推移

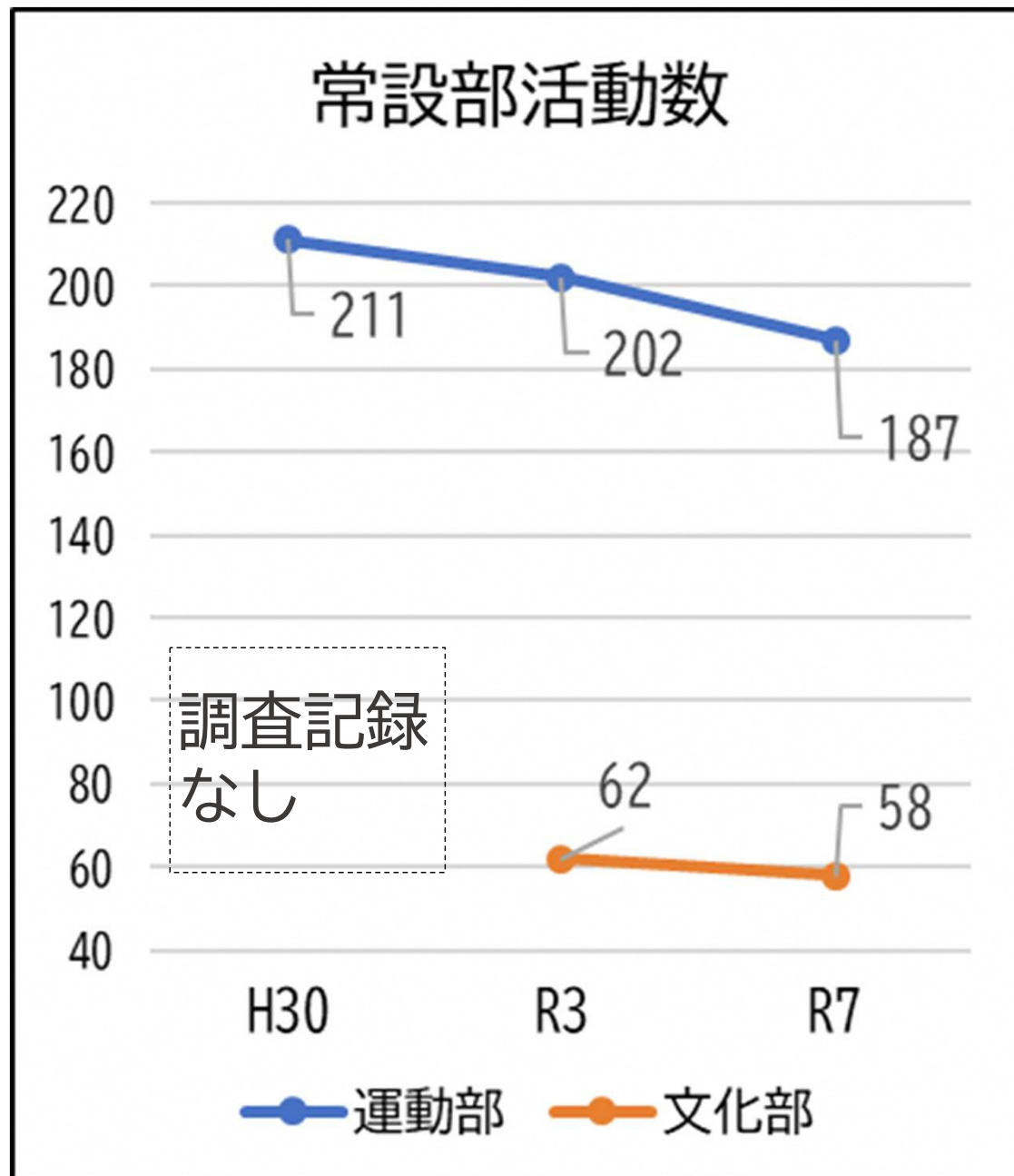
(令和8年度以降については、令和7年度の市立学校の在籍者数から算出)



福島市の年齢別人口構成（令和7年4月）

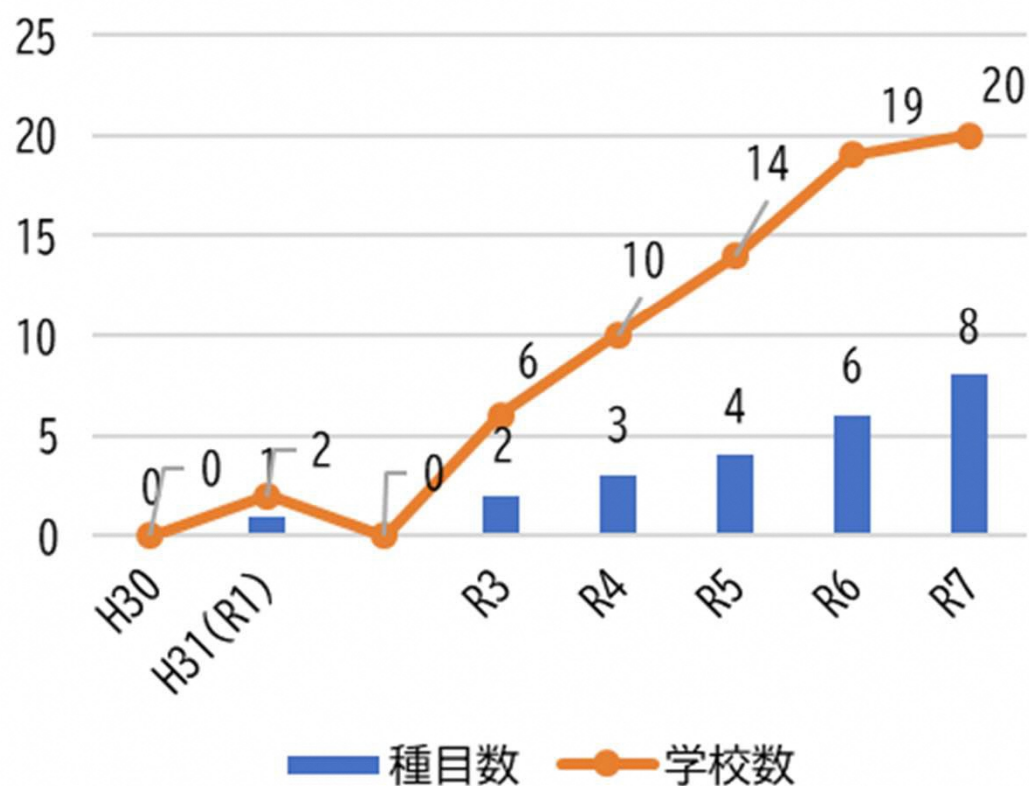


市立中・義務教育学校における常設部活動数

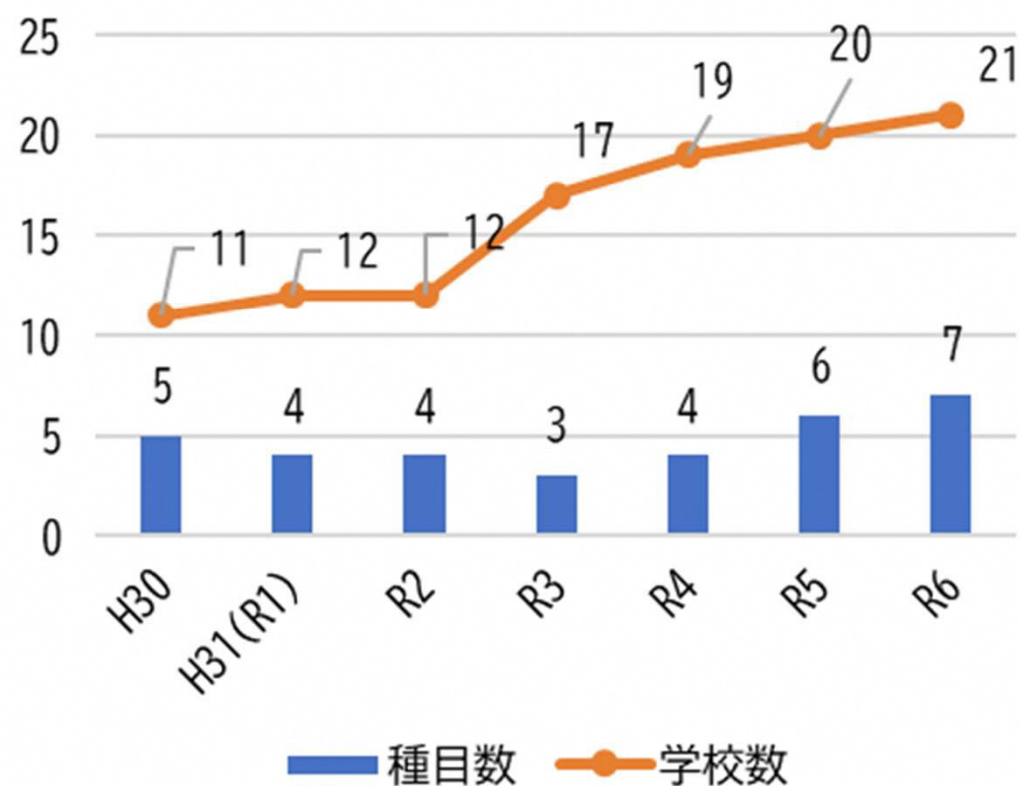


市立中・義務教育学校における運動部 中体連大会における合同チーム数推移

中体連大会における
合同チーム種目・学校数



新人大会における
合同チーム種目・学校数



※ 令和7年度から支部中体連新人大会は廃止

令和7年度 市立中学校 部活動設置状況

【運動部】

		一中	二中	三中	四中	岳陽	渡利	蓬萊	清水	信陵	北信	西信	大鳥	平野	西根	信夫	野田	吾妻	飯野	松陵	計
1	陸上	○		○	○			○		○	○					○	○			○	9
2	水泳	○									○					○					3
3	野球	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	18
4	ソフトボール				○				○					○		○					4
5	バスケットボール（男）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	17
	バスケットボール（女）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○	○	○	○	○	16
6	バレーボール（男）		○	○	○		○			○	○		○		○	○		○			10
	バレーボール（女）	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	18
7	ソフトテニス（男）	○		○		○		○	○	○	○			○		○	○	○		○	12
	ソフトテニス（女）	○		○		○		○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	13
8	卓球（男）	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	16
	卓球（女）	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	15
9	バドミントン（男）	○																			1
	バドミントン（女）	○				○		○												○	4
10	サッカー	○		○	○	○	○	○	○	○	○					○				○	11
11	ハンドボール（男）	○			○				○		○					○					5
	ハンドボール（女）	○									○					○					3
12	柔道									○										○	2
13	剣道	○		○			○		○	○	○		○	○		○	○				10
	種目数	11	4	8	8	7	6	6	9	9	10	4	4	7	3	11	7	5	3	9	131
	部活動数	16	7	12	11	9	9	8	12	13	15	5	5	9	4	16	10	9	5	12	187

【文化部】

		一中	二中	三中	四中	岳陽	渡利	蓬萊	清水	信陵	北信	西信	大鳥	平野	西根	信夫	野田	吾妻	飯野	松陵	計
1	吹奏楽部・管弦楽部	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○		○	○		○	○	14
2	合唱部	○								○	○										3
3	美術部	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○				○	13
4	パソコン・情報部	○	○		○	○		○	○	○	○					○	○			○	11
5	科学部	○		○	○	○										○					5
6	その他									1	3			1	1	1	1	2	1	1	12
	部活動数	5	3	3	4	3	2	2	3	5	7	1	1	2	1	5	3	2	2	4	58

令和7年度 市立中・義務教育学校 部活動別人数

		合計				
		1年	2年	3年	計	
	生徒数	1837	1995	2008	5840	
常設運動部	陸上	76	82	69	227	
	水泳	13	14	17	44	
	野球	109	140	107	356	
	ソフトボール	7	22	7	36	
	バスケットボール (男)	101	110	142	353	585
	バスケットボール (女)	81	70	81	232	
	バレーボール (男)	74	80	83	237	673
	バレーボール (女)	153	176	107	436	
	ソフトテニス (男)	99	95	78	272	536
	ソフトテニス (女)	62	105	97	264	
	卓球 (男)	114	105	83	302	505
	卓球 (女)	65	67	71	203	
	バドミントン (男)	5	15	7	27	151
	バドミントン (女)	41	44	39	124	
	サッカー	77	95	90	262	
	ハンドボール (男)	35	29	43	107	138
	ハンドボール (女)	11	11	9	31	
	柔道	4	6	5	15	
	剣道	19	36	34	89	
						3617

62%

		合計				
		1年	2年	3年	計	
	生徒数	1837	1995	2008	5840	
常設文化部	吹奏楽部・管弦楽部	185	142	140	467	
	合唱部	11	6	13	30	
	美術部	123	145	162	430	
	パソコン (情報) 部	85	76	114	275	
	科学部	21	23	25	69	
	文化部	12	14	16	42	
	文芸部	2	8	4	14	
	家庭部	13	22	23	58	
	美術・家庭部	10	4	14	28	
	生活科学部	8	7	7	22	
	生活文化部	7	6	9	22	
	囲碁・将棋部	3	3	4	10	
	演劇部	2	4	5	11	
	制作部	12	16	19	47	
						1525
	未加入者	197	217	284		698

26%

12%

運動部 3, 617人 (62%)
 文化部 1, 525人 (26%)
 未加入 698人 (12%)

福島市における地域クラブ活動推進について

実態調査アンケート

1 調査期間

令和7年5月16日(金)～令和7年5月30日(金)

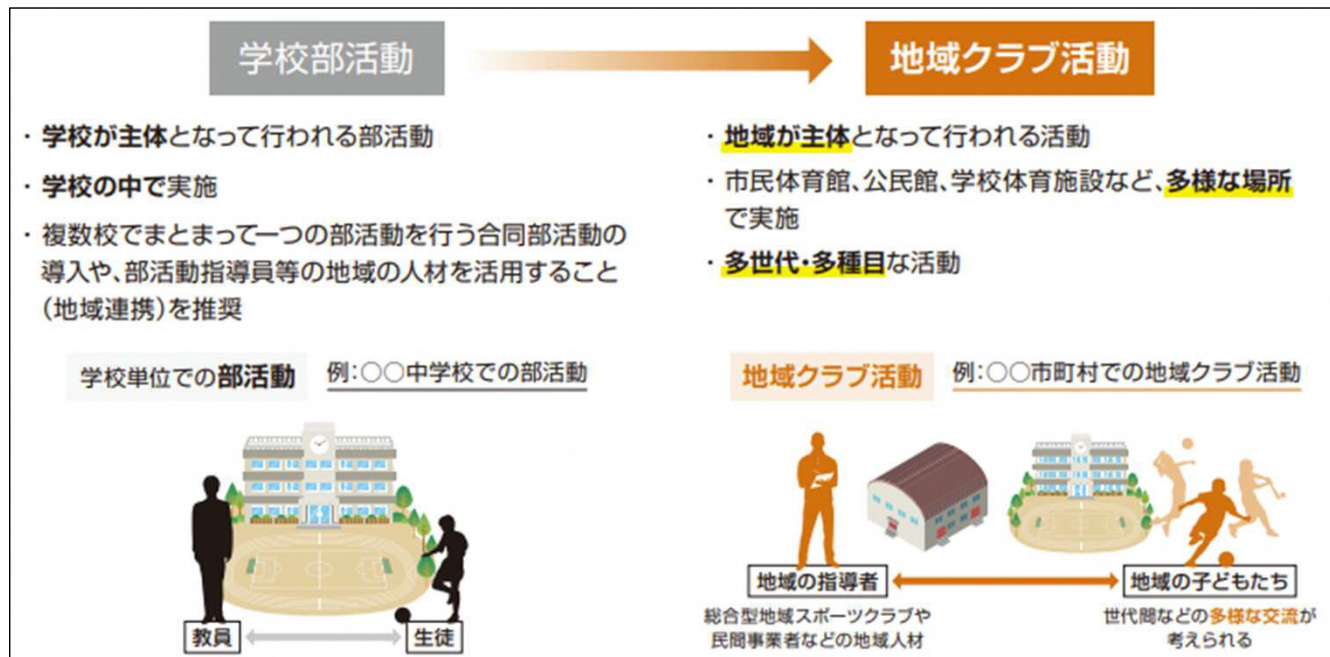
2 調査対象

対象	回答方法	対象数 (全数)	回答数(件)	回答率
市立小学校・義務教育 学校に在籍する5・6 年生児童	アンケートフォーム (WEB) による回答	4184人	4001人(件)	95.6%
市立中学校・義務教育 学校に在籍する 1(7)・2(8)年 生生徒		3831人	3283人(件)	85.6%
市立中学校・義務教育 学校に在籍する 1(7)・2(8)年 生生徒の保護者			1582人(件)	
○市立中学校・義務教 育学校に勤務する教職 員		744人	300人(件)	40.3%

福島市における地域クラブ活動推進について

基本目標（案）

子どもが、**やりたい活動を自分で選択**して活動ができるよう、スポーツ・文化芸術活動の場を「学校部活動」から「**地域クラブ活動**」へ**転換**し、地域資源（ひと・もの・こと）を生かし、持続可能なスポーツ・文化芸術活動の環境を整備する。



【出典】スポーツ庁
「令和5年度から休日の部活動の地域連携・地域移行が始まります」

福島市における地域クラブ活動推進について

基本方針（案）

1 生涯に渡ってスポーツや文化芸術活動に親しむことができる 地域環境の整備

- ・市全体でスポーツ・文化芸術活動を活性化する。
- ・教育的意義を継承した地域クラブ活動を推進する。

2 さまざまな実施主体による地域クラブ活動の展開

- ・地域クラブ活動統括団体を設置する。
- ・地域クラブ立ち上げのための伴走支援を行う。
- ・既存のクラブや民間事業者・企業、大学等の参入を促し、多様な活動を展開する。

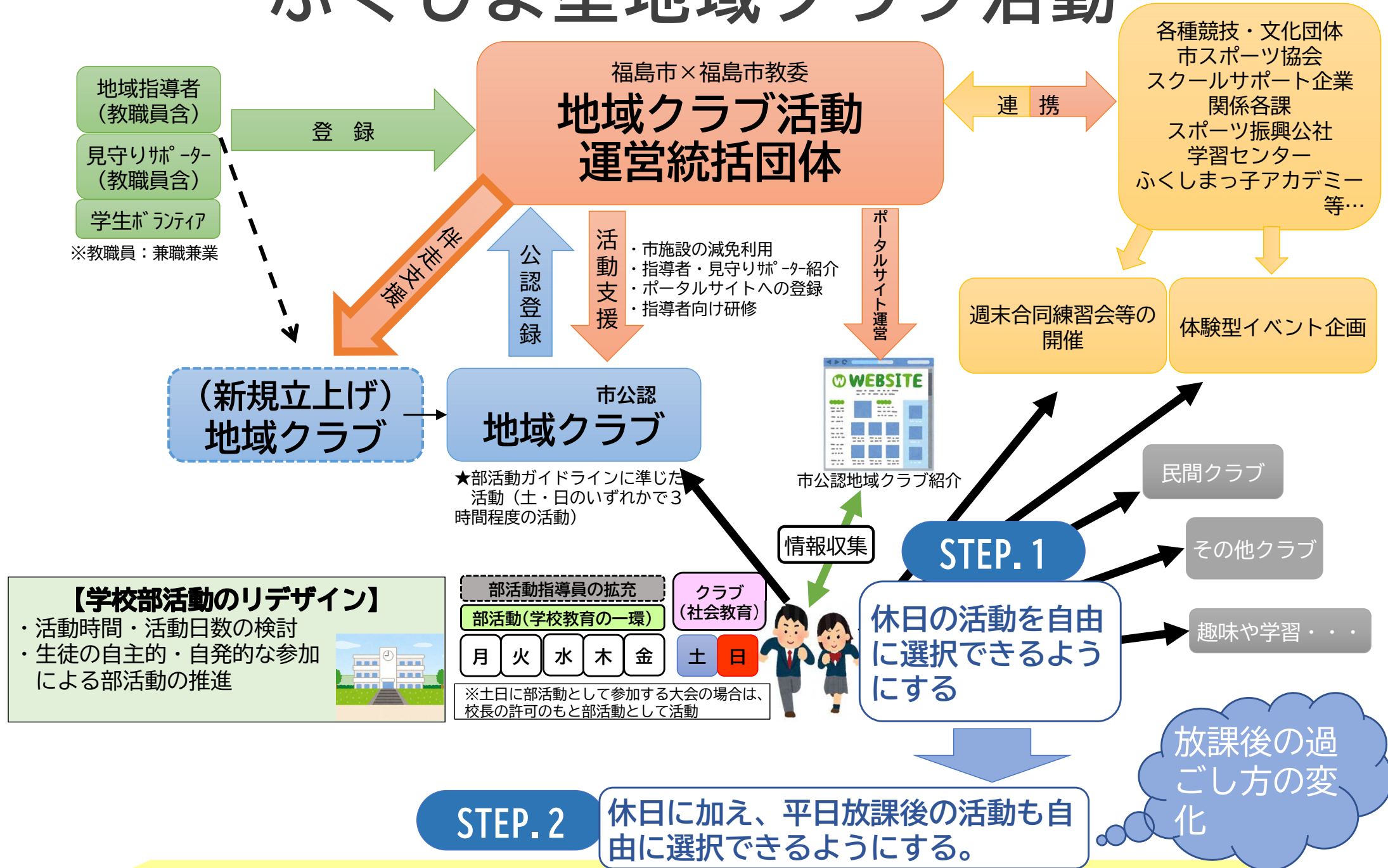
3 指導者の確保と質の向上

- ・人材バンクの構築により、地域指導者を確保する。
- ・地域指導者としてクラブでの指導を希望する教職員のために兼職兼業制度を整備する。
- ・登録指導者を対象等に研修を行い、安全で適正な指導の質を確保する。

4 活動場所・環境の整備

- ・公認地域クラブを対象とした公共施設利用料の減免等を行う。
- ・公認地域クラブを対象に、公立学校施設を優先的に利用できるように各種制度の整備を検討する。²⁵

ふくしま型地域クラブ活動



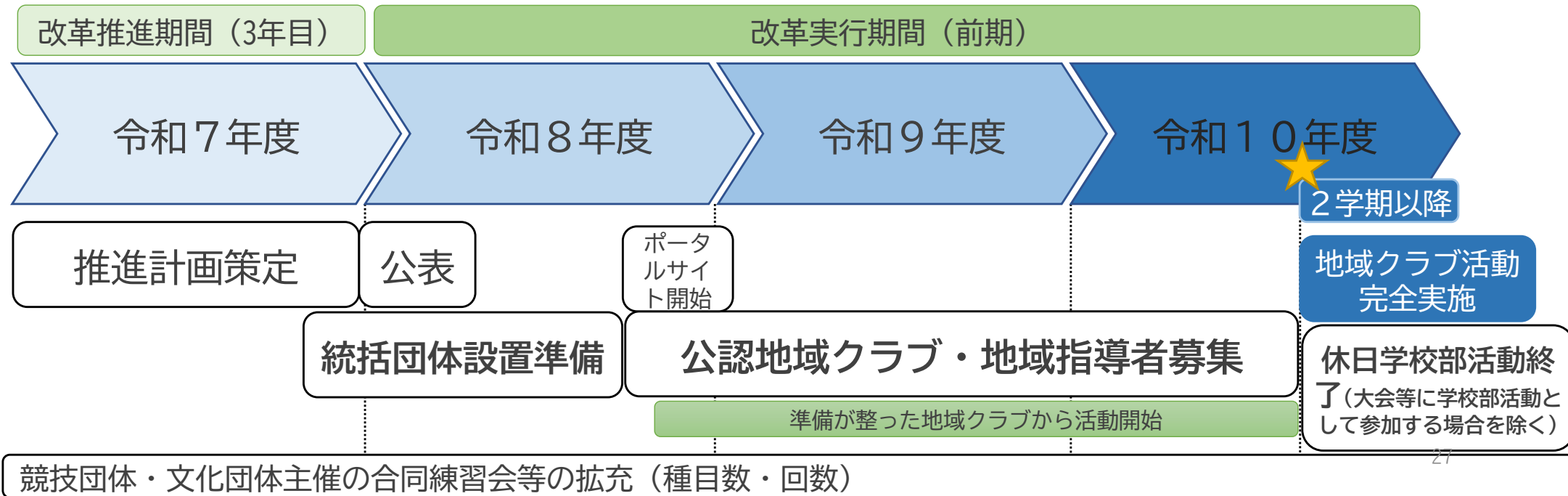
地域全体での持続可能な多世代スポーツ・文化芸術活動環境の構築

今後のスケジュール（案）

国は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月 スポーツ庁・文化庁）」において、「地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すこと」としている。

また、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめにおいては、「休日については、次期改革期間内※1に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す」としている。

※1 「改革実行期間」（前期：令和8～10年度 ⇒ 中間評価 ⇒ 後期：令和11～13年度）



福島市地域クラブ活動推進協議会 今後の日程

第2回 令和7年10月27日（月）
時間：15時～16時30分
場所：福島市市民センター（予定）

第3回 令和8年 2月6日（金）
時間：15時～16時30分
場所：福島市市民センター（予定）